

化学物質の自主管理基準

(第 6 版)

初版制定	2018 年 01 月 22 日
第 6 版	2026 年 07 月 14 日
適用実施	2026 年 07 月 14 日

Orbray株式会社
Orbray (Thailand) Co., Ltd.

目 次

はじめに	3
1. 適用範囲	3
2. 運用と適用除外	3
3. 用語の定義	4
4. 環境負荷物質の管理	6
5. 環境負荷物質の管理基準	12
(1) 使用禁止物質リスト	12
(2) 管理物質リスト	30
(3) R o H S 指令における重金属項目の適用除外品	32
(4) R o H S 指令 A N N E X I V における適用除外項目	45
6. お取引先様へのお願い事項	55
7. 制定及び改定履歴	57

はじめに

「化学物質の自主管理基準」（以下本基準書とする）は、Orbray株式会社（以下、Orbray又は当社とする）の製品を構成する材料・部品などに含まれる化学物質及びその製造工程において、使用される化学物質について、許容閾値、猶予期限などの扱いについて定め、Orbrayの自主管理基準を明確にし、材料・部品などの調達に際して化学物質の管理を徹底することを目的とする。

Orbrayでは、本基準書に定める使用禁止物質を含有している材料・部品などについて原則として購入しない方針です。

お取引先様におかれましては、既にホームページ上に公開しておりますグリーン調達ガイドライン及び本基準書の趣旨をご理解頂き、今後ともOrbrayの環境保全活動にご協力頂きますよう、お願いいたします。

1. 適用範囲

本基準書は、Orbrayが購入する製品および副資材・梱包材について適用する。

（材料・部品等で設計・製造委託を含む）

対象部品・材料など

- ・ 部品（電気部品、機構部品、プリント配線板、梱包部品、材料など）
- ・ 半製品（モジュール、Assembly等の組立部品など）
- ・ ねじ
- ・ 製品に使用される副資材（粘着テープ、ハンダ材、接着剤など）の構成材料

2. 運用と適用除外

（１）主要な法規制に基づき制定しているが、全てを網羅しているわけではない。

部材・材料等購入時点での国内外規制・業界指針その他の必要要件を順守する。

（２）基本的に本基準書の順守を原則としますが、納入先での要望によって本基準書の

内容について了解が得られない場合、Orbrayの事業所毎で判断し、納入先での基準で運用することを認める。

(3) 以下の場合において、本基準書の適用は受けない。

- ・ 研究及び開発で使用する環境負荷物質（製品化された場合は適用する）

3. 用語の定義

本基準書では以下のように用語を定義する。

(1) 製品を構成する材料・部品など

Orbrayが生産する製品を構成する材料・部品・副資材・電子部品、切削加工部品、樹脂部品、プレス部品、接合材料、はんだ、ガラス、ファイバ芯線、線材、その他の部品・材料・副資材・サービス部品・梱包材などをいう。

(2) 含有

物質が意図的もしくは意図的でないかを問わず、製品を構成する材料・部品などに添加、混入、又は付着することをいう。また、不純物もこの中に含まれる。

(3) 不純物

天然素材中に含有され工業材料としての精錬過程で技術的に除去しきれない物質、又は合成反応の過程で生じ、技術的に除去しきれない物質をいう。

(4) 意図的添加（使用）

特定の特性・外観・品質をもたらす為に継続的な含有が望ましい場合に、製品又は部品の製造時に意図して添加（使用）すること。

「許容閾値」に値が指定されており、機能／外観・品質上の維持／向上などの目的で含有する場合は、その濃度はその値を超えてはならない。

「管理物質」における意図的添加（使用）は含有量の開示をお願いします。

(5) R o H S 指令

EUにおける化学物質管理規制（2003年 1月27日）。

環境負荷物質の製品への含有及び使用禁止を定めた規制6物質群に指定。

改正R o H S 指令(2011/65/EU)で定められていた禁止物質（制限物質）6物質に
2015年6月4日付(EU/2015/863)でフタル酸系4物質が追加され禁止物質は
10物質に指定。

(6) R E A C H 規制

化学物質の登録、評価、認可及び制限

EUにおける化学物質管理規制（2006年12月18日施行）。

化学物質の総合的な管理制度で、成形品、混合物、物質について使用される化学
物質の登録・評価・許可・制限し適切に管理する。

環境負荷物質の情報を公開し、サプライヤーチェーンで情報を伝達・共有化
する。

(7) S V H C（高懸念物質）

発ガン性、毒性物質、難分解性等といった人の健康及び環境に対して非常に高い
懸念を抱かせる物質。

(8) P B T 物質

PBT（Persistent, Bioaccumulative, Toxic）物質は、難分解性、高蓄積性、
毒性を有する物質。

(9) 化学物質

元素単体及び化合物であって、天然に存在し、又は生産工程から得られるもの。

例：C A S 番号又はE C 番号で管理されている物質。

(10) 調剤

2つ以上の化学物質が意図的に混合されたもの。

（１１）成形品

化学組成よりも機能を指向するように、特定の形状、外面、又はデザインが与えられたもの。

（１２）適用除外

法規制で、除外されている、あるいは現時点で代替（物質・材料・技術的）するものがない物質・用途部位。

（１３）副資材

製品本体を構成する原材料、部品又は包装材以外であって、製品の製造、加工、検査、洗浄、保管又は出荷の工程において使用される工具、治具、研磨材、洗浄剤その他これらに類する資材をいう。

副資材のうち、製品への残留、付着又は転写の可能性があるものについては、製品含有化学物質管理の対象として評価を行う。なお、規制対象物質又は環境負荷物質を含有する副資材であっても、工程後の洗浄、除去、焼成、乾燥その他の処理により、当該物質が最終製品に残留、付着又は転写しないことが確認されている場合は、製品含有化学物質管理の対象外とすることができる。

4. 環境負荷物質の管理

Orbrayが生産する製品を構成する材料・部品などへの使用する物質を「使用禁止物質」、「管理物質」に区分して管理していきます。

尚、今後の法規制及び社会情勢により使用禁止物質・管理物質の対象が変更する可能性があります。

また、各物質名は総てを網羅しておりませんので下記注意事項を参照ください。

（注意）

Orbrayで定めた「使用禁止物質」、「管理物質」はEIA・EICTAの共同作成された「電気・電子機器製品に関する含有化学物質情報開示 ジョイント・インダストリー・ガイドライン（JIG）」中の別表A及び別表B並びにアーティクルマネジメント推進協議会から発行されている「JAMP 管理対象物質リスト」に準じています。

また、REACH 規制については高懸念物質が含まれています。高懸念物質については順次改定され

る為、以下の機関の情報を参考にして下さい。

- ・「環境省」ホームページアドレス
<https://www.env.go.jp/seisaku/list/index.html>
- ・「中小企業ビジネス支援サイト J-Net21」ホームページアドレス
<http://j-net21.smrj.go.jp/index.html>
- ・アーティクルマネジメント推進協議会 ホームページアドレス
<https://chemsherpa.net/jamp/about>

(1)「使用禁止物質」

海外および国内における代表的な法律をもとに規制される化学物質で、Orbrayが使用を禁止する物質とした。

これらの化学物質について、Orbrayが購入する製品および副資材・梱包材等に意図的な使用はなく、不純物として含有量が次項以降に示す規制値未満であることが必要となります。(化学分析、SDSなどの含有情報、安全情報を提出していただきます。)

また、規制値を超える又は意図的使用の可能性が考えられる場合は、意図的使用の明確化、含有濃度の調査・公表をお願いいたします。

材料中に含まれる含有許容閾値は物質毎のとおりとします。

(2)「管理物質」

Orbrayの製品を構成する材料・部品などから可能な限り、削減すべき物質及び意図的(特性維持に必要な場合、現時点で技術的に代替ができないもの等)に使用している物質で、その含有量、部位、用途を把握し、適正に管理すべき物質をいう。

(3) 成形樹脂材のリサイクル使用の禁止

成形樹脂材のリサイクル使用は禁止します。

但し、本基準書に定める管理対象物質の含有許容閾値以下の場合はこの限りではない。この場合には、Orbrayが要求する資料を提出していただきます。(化学分析

結果、製品特性評価結果など)

詳細に関しては各担当購買部門まで問い合わせください。

(4) 特例措置

禁止物質を技術的に代替が困難であるなどの理由により使用することを希望される場合は、担当の各担当購買部門までお申し出ください。

但し、使用許可の判定は対象物が明らかに法令による規制において対象外であることを前提といたします。

(5) 環境負荷物質法規制一覧表（主な参照法規制）

物質名	主な法規制
カドミウム及びカドミウム化合物	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XVII 資源有効利用促進法
鉛及び鉛化合物	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XVII 資源有効利用促進法 カリフォルニア州法「プロポジション 65」
水銀及び水銀化合物	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XVII 資源有効利用促進法
六価クロム化合物	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XVII 資源有効利用促進法
ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	化審法 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XVII EU POPs 規則 Annex I
ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類) (Deca BDE を含む)	化審法 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XVII EU POPs 規則 Annex I 米国環境保護庁 有害物質規制法
デカブロモジフェニルエタン (DBDPE)	EU RoHS Directive 2011/65/EU EU REACH Regulation (EC) No.1907/2006 USA Washington State Chapter 173-337 WAC

物質名	主な法規制
アスベスト類	安衛法 EU REACH 規則 Annex XVII
オゾン層破壊物質 (フッ素系温室効果ガスを含む)	オゾン層保護法 モントリオール議定書 米国フロン税
スズ化合物 (TBT, TPT, TBT0, DBT 類, DOT 類)	化審法 EU REACH 規則 Annex XVII
特定アゾ化合物	EU REACH 規則 Annex XVII
マイレックス	化審法
短鎖型塩化パラフィン (CP) 類 (C10-13)	EU POPs 規則 Annex I
ポリ塩化ビフェニル (PCB) 類及び特定代替品	化審法 EU POPs 規則 Annex I
ポリ塩化ナフタレン (PCN) (塩素原子数が 2 以上のもの)	化審法 EU POPs 規則 Annex I
ポリ塩化ターフェニル (PCT) 類	EU REACH 規則 Annex XVII
ホルムアルデヒド	ドイツ化学品禁止規則 デンマークホルムアルデヒド規制 EU REACH 規則 Annex XVII
塩化コバルト	EU REACH 規則 Annex XVII
砒素化合物	EU REACH 規則 Annex XVII
特定ベンゾトリアゾール	化審法
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩、及び PFOS 関連物質	化審法 EU POPs 規則 Annex I 米国環境保護庁 有害物質規制法
ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩類、及び PFHxS 関連物質	EU POPs 規則 Annex I
フタル酸エステル類	EU REACH 規則 Annex XVII EU RoHS 指令
フマル酸ジメチル (DMF)	EU REACH 規則 Annex XVII
多環芳香族炭化水素 (PAH)	EU REACH 規則 Annex XVII
長鎖 (9 ~ 21 個の炭素原子を鎖を含む) ペルフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs)、その塩および C9-C21 PFCA 関連物質	EU REACH 規則 Annex XVII EU POPs 規則 No. 2019/1021 カナダ有害物質規制規則 2025

物質名	主な法規制
ヘキサブROMシクロドデカン (HBCDD)	EU REACH 規則 Annex XVII 化審法、米国有害物質規制法 (TSCA)
リン酸トリス (2-クロロエチル) 類	EU REACH 規則 認可対象候補物質、 米国有害物質規制法 (TSCA) -
酸化ベリリウム	EU WEEE 指令 2002/96/EC
ニッケル及びニッケル化合物	EU REACH 規則 Annex XVII
ヘキサクロロブタジエン (HCBd)	化審法 米国有害物質規制法 (TSCA)
ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	米国有害物質規制法 (TSCA)
リン酸トリス (イソプロピルフェニル) (PIP (3:1))	米国有害物質規制法 (TSCA)
2, 4, 6-トリ-tert-ブチルフェノール (TTBP)	米国有害物質規制法 (TSCA)
ヘキサクロロベンゼン (HCB)	化審法 EU POPs 規則 Annex I
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及び PFOA 関連化合物	EU POPs 規則 Annex I
1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-ドデカ クロペンタシクロ [12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 10] オクタデカ-7, 15-ジエン ("デクロランプラス"™)	EU REACH 規則 認可対象候補物質
長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFACs) 及びペルフルオロアルキルスルホ ン酸化合物	米国有害物質規制法 (TSCA)
1-7 個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物 油 (MOAH), 炭素原子数が 16-35 の飽和炭化水 素類鉱物油 (MOSH)	フランス法
中鎖塩素化パラフィン C14~17 (MCCP)	EU POPs 規則 Annex I
ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA) とその塩及 び関連物質	EU REACH 規則 Annex XVII

物質名	主な法規制
過塩素酸類	米国カリフォルニア州過塩素酸塩汚染防止法 2003
放射性物質	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
臭素系難燃剤 (PBB, PBDE 及び HBCDD を除く)	(Standard) JEDEC JS709、IEC 61249-2-21、IPC-4101
ポリ塩化ビニル (PVC) 及び混合物	米国業界標準 JS709
塩素系難燃剤 (CFR)	(Standard) JEDEC JS709、IEC 61249-2-21、IPC-4101
ペル／ポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	米国有害物質規制法 (TSCA) USA California・France 2025
4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノール A) (BPA)	EU REACH 規則 認可対象候補物質 カリフォルニア州法「プロポジション 65」
4,4'-スルホニルジフェノール (ビスフェノール S; BPS)	EU REACH 規則 認可対象候補物質
ハロゲン系難燃剤 (電気電子機器プラスチック製外部筐体・スタンドへの使用)	EU Commission Regulation (EU) 2019/2021 (ErP) USA Washington State Chapter 173-337 WAC

注 1) 2026 年 4 月現在の内容で、法規制の内容は変更される場合があるため、詳細の確認はそれぞれの法規制の最新情報をご参照ください。

5. 環境負荷物質の管理基準

(1) 使用禁止物質リスト

・カドミウム及びカドミウム化合物

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
カドミウム	7440-43-9	・ 接点材料 ・ 表面処理、めっき浴(液) ・ 顔料、ペイント、着色剤、インキ ・ 電池(N i - c d、アルカリ) ・ 低融点はんだ ・ ヒューズ等 ・ プラスチックの安定剤(ゴム、フィルム)
酸化カドミウム	1306-19-0	
硫化カドミウム	1306-23-6	
塩化カドミウム	10108-64-2	
硫酸カドミウム	10124-36-4	
【許容閾値】 ・ 均質材料中に 100ppm 以下 ・ プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキ 5ppm ・ 包装の均質材料中で、カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度 100ppm 以下 ・ マンガン電池、アルカリマンガン電池(ボタン形電池を除く)、ニッケル水素二次電池(ボタン形電池を除く): 電池中に 10 ppm 未満 ・ 上記以外の電池: 電池中に 20 ppm 未満 ・ 意図的使用禁止 【適用除外】 RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目参照 ※ RoHS 指令対象物質、REACH 規制対象物質		

・鉛及び鉛化合物

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
鉛	7439-92-1	・ はんだ、ろう付け材、 ・ 電気接点、耐蝕表面処理、めっき浴 ・ 顔料、塗料、インキ、染色 ・ プラスチック(ゴムを含)中の加硫促進、潤滑剤、硬化剤、安定剤 ・ ガラス、特殊光学ガラス、光学ガラス
四酸化三鉛	1314-41-6	
酢酸鉛（Ⅱ）三水和物	6080-56-4	
硫酸鉛（Ⅱ）	7446-14-2 15739-80-7	
炭酸鉛	598-63-0	
チタン酸鉛（Ⅱ）	12060-00-3	
ステアリン酸鉛	1072-35-1 7428-48-0	
その他鉛化合物		
【許容閾値】 ・ 均質材料中に 1000ppm 以下 ・ 熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆されたケーブル等：表面被覆材中に 300ppm 以下 ・ 主として 12 歳以下の子供向け の消費者製品：製品中の鉛 100ppm 未満 ・ 子供向けの玩具及び製品の 塗料又は表面塗装表面塗装中の鉛 90ppm 未満 ・ 包装の均質材料中で、カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度 100ppm 以下を超える状態で、鉛の含有がある場合 ・ アルカリマンガン電池（ボタン形電池を含む）：電池中の鉛 40ppm 未満 ・ 空気亜鉛ボタン電池：電池中の鉛 500ppm 未満 ・ 意図的使用禁止 【適用除外】 RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目参照 ※ 購買窓口からの連絡書に準拠するようお願いいたします。 ※ RoHS 指令対象物質、REACH 規制対象物質		

・水銀及び水銀化合物

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
水銀	7439-97-6	・ 電池 ・ 顔料
塩化第二水銀	7487-94-7	
酸化水銀（Ⅱ）	21908-53-2	
【許容閾値】 ・ 不純物で均質材料中 1000ppm 以下 ・ 包装の均質材料中で、カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度 100ppm 以下 ・ 電池：意図的使用または電池中の水銀 1ppm 未満 ・ 意図的使用禁止 【適用除外】 ・ 「RoHS 指令における重金属項目の適用除外品」の項参照 ※RoHS 指令対象物質、REACH 規制対象物質		

・六価クロム化合物

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
重クロム酸ナトリウム	10588-01-9	・ 顔料 ・ インキ ・ 塗料 ・ 防錆用表面処理 ・ 触媒
三酸化クロム	1333-82-0	
重クロム酸カリウム	7778-50-9	
クロム酸カリウム	7789-00-6	
【許容閾値】 ・ 不純物で均質材料中 1000ppm 以下 ・ 包装の均質材料中で、カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度 100ppm 以下 ・ 意図的使用禁止 【適用除外】 吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防錆用としての 0.75%重量までの六価クロム ※製品により残留不可物質として設定している場合もあります。 購買窓口からの連絡書に準拠するようお願いいたします。 ※RoHS 指令対象物質		

・ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
デカブロモビフェニル	13654-09-6	・ 難燃剤
3, 3, 4, 4-ブロモビフェニル	77102-82-0	
2, 2, 4, 5, 5-ブロモビフェニル	67888-96-4	
【許容閾値】 ・ 意図的使用禁止 ・ 均質材料中で 1000ppm 以下 ※RoHS 指令対象物質、REACH 規制対象物質		

・ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類) (Deca BDE を含む)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9	・ 難燃剤
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0	
デカブロモジフェニルエーテル ※1	1163-19-5	
【許容閾値】 ・ 意図的使用禁止 ・ ・ RoHS Directive 2011/65/EU の対象を除く全て：意図的添加または成形品や混合物 中 10ppm 以下 ※1. デカブロモジフェニルエーテル（DecaBDE）： ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止 ※2. RoHS 指令対象物質、REACH 規制対象物質 米国有害物質規制法（TSCA）規則第 6 条規制対象物質		

・デカブロモジフェニルエタン (DBDPE)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
デカブロモジフェニルエタン	84852-53-9	・ 難燃剤
【許容閾値】 ・ 電気電子機器 (部品を含む)：含有状況を把握する ・ 上記を除く全て：意図的使用禁止または成形品中の 0.05 重量% (500ppm) を超える含有禁止		

・アスベスト類

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
アスベスト	1332-21-4	・ 絶縁体 ・ 充填剤 ・ 断熱材
アクチノライト	77536-66-4	
アモサイト	12172-73-5	
クリソタイル	12001-29-5	
トレモライト	77536-68-6	
【許容閾値】 ・ 意図的使用禁止 ※REACH 規制対象物質		

・オゾン層破壊物質（フッ素系温室効果ガスを含む）
CFC類、HCFC類、HFC類、SF6類、PFC類

該当する化学物質の代表例	主な用途
対象物質はモントリオール議定書で定めた物質 付属書A（GⅠ、GⅡ） 付属書B（GⅠ、GⅡ、GⅢ） 付属書C（GⅠ、GⅡ） 付属書E（GⅠ）	・ 冷媒 ・ 消化剤 ・ 洗剤
【許容閾値】 ・ 意図的使用禁止	

・スズ化合物 (TBT, TPT, TBT0, DBT 類, DOT 類)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
トリブチルスズ＝メタクリレート	2155-70-6	・ 塗料、顔料 ・ 安定剤 ・ 防腐剤 ・ 消火剤
トリフェニルスズ＝アセタート	900-95-8	
トリフェニルスズ脂肪酸塩（C=9-11）	18380-71-7 47672-31-1 94850-90-5	
ビス（トリブチルスズ）＝フタラート	4782-29-0	
トリブチルスズ＝オキシド	56-35-9	
2, 4, 6-トリ-tert-ブチルフェノール	732-26-3	
ジブチルスズ (DBT) 化合物類		
ジオクチルスズ (DOT) 化合物類		
【許容閾値】 ・ 意図的使用禁止 ・ 均質材料中 1000ppm 以下		
※ジオクチルスズ (DOT) 化合物類の対象 ・ 皮膚と接触することを意図する織物/皮革製品用の部品・材料 ・ 育児製品用の部品・材料 ・ 2 液性室温硬化モールドイングキット（RTV-2 シーラントモールドイングキット）		
※REACH 規制対象物質、有害物質規制法（TSCA）規則第 6 条対象物質		

・特定アゾ化合物

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ベンジジン	92-87-5	・ 染料 ・ 顔料 ・ 着色料
3,3-ジクロロベンジジン	91-94-1	
o-アミノアゾトルエン	97-56-3	
o-アンシジン	90-04-0	
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3	
【許容閾値】 ・ 意図的使用禁止 ・ 織物と皮革に使用の場合 仕上り製品重量 30ppm 以下 注：特定アミンを形成するアゾ化合物とは、繊維や塗料に含有されるアゾ染料・アゾ顔料中のアゾ基（-N=N-）が、人体における酵素作用により還元切断されアミン類（発がん性物質）を生成する。 ※REACH 規制対象物質		

・マイレックス

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
マイレックス	2385-85-5	・ 殺虫剤
ペンタクロロベンゼン	608-93-5	
【許容閾値】 ・ 意図的使用禁止 別名：ペルククロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン		

・短鎖型塩化パラフィン(CP)類 (C10-13)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
短鎖塩化パラフィン(C10-13)	85535-84-8	・ PVC可塑剤 ・ 難燃剤 ・ グリース
【許容閾値】 ・ 意図的使用禁止 ・ 均質材料中 1000ppm 以下： ※REACH 規制対象物質		

・ポリ塩化ビフェニル(PCB)類及び特定代替品

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ポリ塩化ビフェニル類 （全ての異性体・同族体）	1336-36-3	・ 熱媒体 ・ 潤滑油 ・ コンデンサ用油
モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン（Ugilec 141）	76253-60-6	
モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン（Ugilec 121、21）	81161-70-8	
モノメチル-ジブromo-ジフェニルメタン（DBBT）※	99688-47-8	
【許容閾値】 ・ 意図的使用禁止 ・ 製造工程中の付着・混入・生成の禁止 ※REACH 規制対象物質		

・ポリ塩化ナフタレン(PCN) (塩素原子数が2以上)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ポリ塩化ナフタレン	70776-03-3	・ 潤滑油 ・ 防腐剤 ・ 塗料
ペンタクロロナフタレン	1321-46-8	
【許容閾値】 ・ 意図的使用禁止		

・ポリ塩化ターフェニル(PCT)類

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ポリ塩化ターフェニル類 (全ての異性体・同族体)	61788-33-8	・ 潤滑油 ・ 塗料 ・ 電解液 ・ 可塑剤 ・ 防腐剤
【許容閾値】 ・ 意図的使用禁止 ※REACH 規制対象物質		

・ホルムアルデヒド

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ホルムアルデヒド	50-00-0	・ 木材等の防虫/腐食防止、 接着剤
【許容閾値】 ・ 木材製品(合板、パーティクルボード、MDF)または木材部品中への意図的使用禁止 ・ 織物製品重量の75ppm以下 ・ 上記を除く全ての製品・部品への意図的使用禁止 (EU REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII 対応)		

・塩化コバルト

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
塩化コバルト	34240-80-7 7646-79-9	・ 乾燥剤などにおける湿度指示薬
塩化コバルト(Ⅱ)・6水和物	7791-13-1	
塩化コバルト(Ⅲ)	10241-04-0	
【許容閾値】 ・ 意図的使用禁止 ※REACH 規制対象物質		

・砒素化合物

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
三酸化二砒素	1327-53-3	・ 半導体基板 ・ 塗料 ・ ガラス消泡剤 ・ 難燃剤 ・ 顔料 ・ 防腐剤
五酸化二砒素	1303-28-2	
【許容閾値】 ・ 木材の防腐処理に対して使用禁止 ・ 液晶パネル等のガラスに対し含有量 1000ppm を超えるもの ※REACH 規制対象物質		

・特定ベンゾトリアゾール

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	3846-71-7	・ 紫外線防止剤 ・ 接着剤 ・ 塗料 ・ シール用充填材（紫外線吸収剤）
2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	25973-55-1 ※ 1	
2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール (UV-350)	36437-37-3 ※ 2	
2-(2-ヒドロキシ-3, 5-ジ-t-ブチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール (UV-327)	3864-99-1 ※ 2	
【許容閾値】 ・ 意図的使用禁止 ・ 成形品や混合物中の 0.0001 重量%（1ppm）を超える含有禁止（対象：上記※ 1） ・ 構成成形品質量における含有率が 1000ppm 以下（対象：上記※ 2）		
【適用除外】（対象：上記※ 1） 偏光板中のトリアセチルセルロース（TAC）フィルム （UK POPs 2025/4/1～2030/2/26） ※今回の新規追加ではない		

・ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩、及び PFOS 関連物質

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ペルフルオロオクタンスルホン酸	1763-23-1	・ 油圧油 ・ 金属メッキ ・ 洗浄剤 ・ 紙及び包装のコーティング材
ヘプタデカフルオロ-n-オクタンスルホンフルオリド	307-35-7	
ペプタデカフルオロオクタン-1-スルホンサンリチウム	29457-72-5	
ナノタデカフルオロノナン-1-スルホンサンアンモニウム	17202-41-4	
【許容閾値】 ・ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩：意図的添加または PFOS とその塩の合計で成形品や混合物中 25ppb 未満 ・ PFOS 関連物質：意図的添加 または PFOS 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中 1000ppb 未満 ※REACH 規制対象物質、POPs 条約		

POPs 条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html

・ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩類、及び PFHxS 関連物質

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
※経済産業省のページ参照	111393-39-6	・ 金属メッキ
	1270179-82-2	・ 洗浄剤
	1427176-17-7	・ 紙及び包装のコーティング材
	68555-92-0	・ 泡消火薬剤
【許容閾値】 ・ 意図的使用禁止 ・ 成形品質量中又は混合物 25ppb 未満 ・ PFHxS 関連物質合計 1000ppb 未満		

*：ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩類、及び PFHxS 関連物質については経済産業省のホームページをご確認ください。

POPs 条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html

PFHxS とその塩及び PFHxS 関連物質に関する調査

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops_5.html

・フタル酸エステル類

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	・ 可塑剤 ・ 染料 ・ 塗料 ・ 顔料 ・ インキ ・ 接着剤
フタル酸ジブチル (DBP)	84-74-2	
フタル酸ブチルベンジル (BBP)	85-68-7	
フタル酸ジイソブチル (DIBP)	84-69-5	
フタル酸ジイソノニル (DINP)	28553-12-0 68515-48-0	
フタル酸ジイソデシル (DIDP)	26761-40-0 68515-49-0	
フタル酸ジ-n-オクチル (DNOP)	117-84-0	
フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)	84-75-3	
フタル酸ジシクロヘキシル (DCHP)	84-61-7	
【許容閾値】 ・ 均質材料中 1000ppm 以下 ・ 意図的使用禁止 ※REACH 規制対象物質 フタル酸 (DEHP) (DBP) (BBP) (DIBP) (DCHP) (DnHP) 有害物質規制法 (TSCA) 規則第 6 条対象物質含む 【フタル酸エステル移行性についての対応】 特定フタル酸エステル類には、移行性（接触により他の成形品に物質が移動する性質）があるため、下記に該当する部位がある場合は、特定フタル酸エステルの含有の有無を確認し、含有している場合は、非含有材料への代替をお願いいたします。 また、外部委託がある場合は、委託先へも展開・周知をお願いいたします。 ★移行性が懸念される部位 製品及び製品を構成する部品・材料が接触する部位で材質が、樹脂、ゴム類のもの 例：包装・梱包材料、治工具、一時保管用のトレイ類、テーブルマット等 ★含有有無のエビデンス 以下の何れかを入手し、非含有を確認する 分析データ、SDS、カタログ値、chemSHERPA、不使用証明書等		

・フマル酸ジメチル (DMF)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
フマル酸ジメチル	624-49-7	・ 防湿剤 ・ 防かび剤
【許容閾値】 ・ 均質材料中に 0.1ppm を超える含有がある場合 ・ 意図的使用禁止		

・多環芳香族炭化水素 (PAH)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ベンゾ(a) ピレン (BaP)	50-32-8	・ ゴムまたはプラスチック 中の顔料（不純物）
ベンゾ(e) ピレン (BeP)	192-97-2	
ベンゾ(a) アントラセン (BaA)	56-55-3	
クリセン (CHR)	218-01-9	
ベンゾ(b) フルオランテン (BbFA)	205-99-2	
ベンゾ(j) フルオランテン (BjFA)	205-82-3	
ベンゾ(k) フルオランテン (BkFA)	207-08-9	
ベンゾ (a, h) アントラセン (DBAhA)	53-70-3	
【許容閾値】		
・ 意図的使用禁止 ・ 玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分：プラスチックまたはゴム部品中の 1ppm 未満 ・ 直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分：プラスチックまたはゴム部品中に 0.5ppm 未満 ・ 上記以外の用途：構成成形品質量における含有率が 1000ppm 以下であること		

・長鎖（9 ～ 21 個の炭素原子を鎖に含む）ペルフルオロカルボン酸（C9-C21 PFCAs）、

その塩および C9-C21 PFCA 関連物質

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
パーフルオロノナン酸 (C9)	375-95-1	・半導体単体 ・半製品/完成品の電子機器に組込まれる半導体
ノナデカフルオロデカン酸 (C10)	335-76-2	
ヘンイコサフルオロウンデカン酸 (C11) ※ C12-C21 の各ペルフルオロカルボン酸を含む		
【許容閾値】 ・意図的使用禁止 ・成形品質量中又は混合物中 ① C9-C21 PFCAs 及びそれらの塩の合計で 25ppb 未満 ② C9-C21 PFCAs 関連物質合計 260ppb 未満		

・ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)

該当する化学物質の代表例		CAS 番号	主な用途
ヘキサブロモシクロドデカン類 (HBCDD)		25637-99-4 4736-49-6 65701-47-5 138257-17-7 138257-18-8 138257-19-9 169102-57-2 678970-15-5 678970-16-6 678970-17-7	・ 難燃剤
	1, 2, 5, 6, 9, 10-ヘキサブロモシクロドデカン	3194-55-6	
	α -ヘキサブロモシクロドデカン	134237-50-6	
	β -ヘキサブロモシクロドデカン	134237-51-7	
	γ -ヘキサブロモシクロドデカン	134237-52-8	
【許容閾値】 ・ 意図的使用禁止 ・ 含有量 75ppm 以下			

・リン酸トリス(2-クロロエチル)類

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
トリス (2-クロロエチル) =ホスファート (TCEP)	115-96-8	・ 難燃剤
トリス (1-クロロ-2-プロピル) =ホスファート (TCPP)	13674-84-5	
トリス (1, 3-ジクロロ-2-プロピル) ホスファート (TDCPP)	13674-87-8	
リン酸トリス (イソプロピルフェニル) (PIP 3:1)	68937-41-7	
【許容閾値】 ・ 含有量 1000ppm 以下 ・ 禁止物質候補 ※ 対象品により除外される物がありますので、購買窓口からの連絡に準拠 お願いいたします。 ※REACH 規制対象物質、有害物質規制法 (TSCA) 規則第 6 条対象物質		

・酸化ベリリウム

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
酸化ベリリウム	1304-56-9	・ ヒートシンク ・ セラミックス ・ 合金(例 ベリリウム銅)
【許容閾値】 ・ 製品中 1000ppm 以下 ※製品により禁止物質として設定している場合もあります。 購買窓口からの連絡書に準拠するようお願いいたします。		

・ニッケル及びニッケル化合物

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ニッケル	7440-02-0	・ ステンレス合金 ・ 電池 ・ めっき
【許容閾値】 ・ 長時間皮膚に接する部品について意図的使用禁止 【適用除外】 長時間皮膚に接する部品以外の部品、材料 ※REACH 規制対象物質		

・米国有害物質規制法（TSCA）規則物質

米国環境保護庁（米国 EPA）は、有害物質規制法（TSCA）規則第 6 条に基づき、残留性、生物蓄積性及び毒性（PBT）を有する物質の使用を禁止。

以下の物質を含有する混合物や成形品への禁止

該当する化学物質	CAS 番号
デカブロモジフェニルエーテル Decabromodiphenyl ether (DecaBDE)	1163-19-5
ヘキサクロロブタジエン Hexachlorobutadiene (HCBd)	87-68-3
ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	133-49-3
リン酸トリス（イソプロピルフェニル）（PIP（3:1）） Phenol, isopropylated phosphate (3:1) ※	68937-41-7（他）
2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール 2,4,6-tris(tert-butyl) phenol (2,4,6-TTBP)	732-26-3
【※の対象物質】 ・リン酸ビス（イソプロピルフェニル）フェニル (Bis (isopropylphenyl) phenyl phosphate) ・リン酸イソプロピルフェニルジフェニル (Isopropylphenyl diphenyl phosphate) 【許容閾値】 ・意図的使用禁止 ・成形品や混合物中の 0.1 重量% (1000ppm) 【主な用途】 ・ゴム部品の剛性率向上のための添加剤 ・電気製品や繊維製品、 ・プラスチック製筐体等の難燃剤 ・廃燃料の燃焼時に用いられる ・ハロゲン化脂肪族炭化水素潤滑材やグリース、工業用コーティング剤、 ・接着剤、プラスチック製品の可塑剤や難燃剤 ・燃料等の添加剤や、自動車や機械のメンテナンス用オイルや潤滑剤	

・ヘキサクロロベンゼン (HCB)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ヘキサクロロベンゼン (HCB)	118-74-1	—
【許容閾値】 ・意図的使用禁止 ・成形品や混合物中に 10ppm 以下 ※ヘキサクロロベンゼンは、殺虫剤、塩素系溶剤、インク、塗膜、塗料およびトナー、木材塗布、繊維塗布やプラスチックを含む、いくつかの物質、混合物、および成形品の不純物として含まれることがある。		

・ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩、及び PFOA 関連化合物

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ペルフルオロオクタン酸	335-67-1	・撥水剤 ・撥油剤 ・消火剤 ・フォトレジスト ・塗料
【許容閾値】 ・意図的使用禁止 ・成形品質量中または混合物中において 25ppb 以下であること。 ・PFOA 関連化合物（※）の場合、1 つまたはその組み合わせで 1000ppb 以下であること ※PFOA 関連化合物 (i) ペルフルオロオクタン酸、その分岐異性体のいずれかを含む (ii) その塩 (iii) 構造要素の 1 つとして部分 (C₇F₁₅) C を持つ直鎖または分岐パーフルオロヘプチル基を有する任意の物質（塩、およびポリマーを含む）である PFOA 関連化合物。 以下の化合物は、PFOA 関連化合物として含まれない。 (i) C₈F₁₇-X、ただし X = F、Cl、Br (ii) CF₃ [CF₂]_n-R' でカバーされるフルオロポリマー。ここで、R' = n > 16 の任意のグループ (iii) ペルフルオロ炭素が 8 以上のペルフルオロアルキルカルボン酸（その塩、エステル、ハロゲン化物、無水物を含む） (iv) ペルフルオロ炭素が 9 以上のペルフルオロアルカンスルホン酸、およびペルフルオロホスホン酸（その塩、エステル、ハロゲン化物、無水物を含む）； (v) EU POPs 規則付属書 I に収載されているパーフルオロオクタンスルホン酸、およびその誘導体 (PFOS)		

・1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18-ドデカクロロペンタシクロ
[12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 10] オクタデカ-7, 15-ジエン (“デクロランプラス”™)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
-	-	・接着剤、封止剤及びポリマーの難燃剤
【許容閾値】 ・意図的使用禁止		

- ・長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFACs) 及びペルフルオロアルキルスルホン酸化合物 (米国 TSCA LCPFAC SNUR 40 C.F.R § 721.10536 対象物質)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
—	—	・ 接着剤、封止剤及びポリマーの難燃剤
【許容閾値】 ・ 表面コーティング ※を有する部品、および、成形品をコーティングする為の材料：意図的使用禁止 ※「表面コーティング」とは、薄い膜として使用された材料であり、保護、装飾、または機能性膜として成形品の表面に形成されるものを指す。 ※ 成形品全般に含有する長鎖ペルフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs) については「C9-C21 PFCAs」の項を参照のこと。 (本項は米国 TSCA SNUR 対象の特定物質・用途を対象とする)		

- ・1-7 個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油 (MOAH), 炭素原子数が 16-35 の飽和炭化水素類鉱物油 (MOSH)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
—	—	・ 紙と段ボールの包装に使用される印刷インク
【許容閾値】 包装材、印刷物のインク： ・ 1~2 個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)、16~35 個の炭素原子をもつ鉱物油飽和炭化水素 (MOSH) 1000ppm 以下 ・ 3~7 個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH) 1ppm 以下		

- ・中鎖塩素化パラフィン (MCCP) 炭素数 14~17

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
—	—	・ 難燃剤 ・ プラスチックの可塑剤 ・ 金属成形加工時の潤滑剤 ・ 冷却剤
【許容閾値】 ・ 意図的使用禁止 ・ 成形品や混合物中の 0.1 重量% (1000ppm) を超える含有禁止 ※ (※EU POPs Regulation (EC) No.2019/1021 改正案、 ソニー使用制限物質管理基準第 24 版 26/06/01 運用開始)		

・ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA) とその塩及び関連物質

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
—	—	・ 難燃剤 ・ プラスチックの可塑剤 ・ 金属成形加工時の潤滑剤 ・ 冷却剤
【許容閾値】 ・ 意図的使用禁止 繊維、皮革、毛皮製品 ・ ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA) とその塩 : PFHxA とその塩の合計で成形品や混合物中 25ppb 未満 ・ PFHxA 関連物質 : PFHxA 関連物質またはそれらの組み合わせ で成形品や混合物中 1000ppb 未満		

・ハロゲン系難燃剤（電気電子機器プラスチック製外部筐体・スタンド）

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
—	—	・ テレビ、モニター、ゲーム機、AV 機器等の筐体樹脂への添加 ・ 電気電子機器のプラスチック製スタンド・ベース部材
対象物質：臭素系・塩素系を問わず、ハロゲン（F, Cl, Br, I）を含む難燃剤 【許容閾値】 ・ 電気電子機器のプラスチック製外部筐体およびスタンドへの使用において： 均質材料中のハロゲン含有 0.1 重量%（1000ppm）を超える使用または意図的添加を禁止する		

(2) 管理物質リスト

・過塩素酸類

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
過塩素酸リチウム	7791-03-9	・ 難燃剤 ・ 可塑剤
【許容閾値】 ・ 含有量の開示 ・ 製品中に 0.006ppm を超えるもの		

・放射性物質

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ウランー 2 3 8	7440-61-1	・ 光学特性(トリウム) ・ 測定装置 ・ 検出器 ・ ゲージ類 ・ 煙探知機
ラドン	10043-92-2	
セシウム (Cs-137)	7440-46-2	
ストロンチウム (Sr-90)	7440-24-6	
トリウム (Th-232)	7440-29-1	
【許容閾値】 ・ 含有量の開示 (意図的使用)		

・臭素系難燃剤 (PBB, PBDE 及び HBCDD を除く)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
3, 5, 3, 5-テトラブロモビスフェノール A (TBBA)	79-94-7	・ 難燃剤 ・ 積層プリント基板
テトラブロモビスフェノール S	39635-79-5	
ブロモ/クロロパラフィン類	68955-41-9	
ポリジブロモスチレン	31780-26-4	
塩素化、臭素化リン酸エステル	125997-20-8	
【許容閾値】 ・ 含有量の開示（意図的使用）		
※ 電気電子機器のプラスチック製外部筐体・スタンドへの用途については、 使用禁止物質リストの「ハロゲン系難燃剤」の項の基準を優先適用すること。		

・ポリ塩化ビニル (PVC) 及びその化合物

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ポリ塩化ビニル及びポリ塩化ビニル混合物	9002-86-2	・樹脂材料 ・絶縁板 ・熱収縮チューブ ・梱包部材 (粘着テープ・カートン等)
【許容閾値】 ・含有量の開示（意図的使用 ※） ※製品により禁止物質として設定している場合もあります。 購買窓口からの連絡書に準拠するようお願いいたします。 ※塗料、インキ、コーティング剤、接着剤等に用いられる樹脂用結着剤（バインダ）など、また、その他の用途で、技術的に PVC に替わる材料が存在しない場合、当該物質を含有する素材質量を管理する。		

・塩素系難燃剤 (CFR)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
cis-1,2-ジクロロエチレン	156-59-2	・積層プリント基板に用いられる難燃剤 ・プラスチック製品の可塑剤・難燃剤
【許容閾値】 ・含有量の開示（意図的使用、積層プリント基板 900ppm 以上） ※ 電気電子機器のプラスチック製外部筐体・スタンドへの用途については、使用禁止物質リストの「ハロゲン系難燃剤」の項の基準を優先適用すること。		

・ペル／ポリフルオロアルキル物質 (PFAS)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
-	-	・リチウムイオン電池 ・半導体製造や自動車部品 ・各種機械器具、医療等 幅広い用途
【許容閾値】 ・含有量の開示（意図的使用） ※ 繊維製品（天然皮革・合成皮革を含む）への使用については以下の基準を適用すること： 意図的添加または材料中の全有機フッ素の 0.005 重量%（50ppm）を超える含有禁止 (USA California Health and Safety Code / France Decree No. 2025-1376 対応) ※約 1 万種の有機フッ素化合物の総称		

・4,4'-イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノール A）（BPA）

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
4,4'-イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノール A）（BPA）	80-05-7	・感熱紙 ・熱可塑性エラストマー ・フェノール樹脂 ・フッ素樹脂 ・エポキシ樹脂
【許容閾値】 ・含有量の開示（意図的使用、1000ppm 以上）		

・4,4'-スルホニルジフェノール（ビスフェノール S）（BPS）

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
4,4'-スルホニルジフェノール（ビスフェノール S）（BPS）	80-09-1	・感熱紙 ・熱可塑性エラストマー ・フェノール樹脂 ・フッ素樹脂 ・エポキシ樹脂
【許容閾値】 ・含有量の開示（意図的使用、1000ppm 以上）		

（3）RoHS 指令における重金属項目の適用除外品

No.	除 外 内 容	範囲	法規制適用除外期限
水銀及びその化合物			
1	1 口金（シングルキャップ）蛍光灯中の以下に含まれる水銀		
1 (a)	30W 未満の一般的照明用途	2. 5mg	2023/2/24 ■
1 (b)	30W 以上 50W 未満の一般的照明用途	3. 5mg	2023/2/24 ■
1 (c)	50W 以上 150W 未満の一般的照明用途	5mg	2023/2/24 ■
1 (d)	150W 以上の一般的照明用途	15mg	2023/2/24 ■
1 (e)	円形若しくは四角形で直径 17mm 以下の一般的照明用途	7mg 以下	2023/2/24 ■
1 (f)-I	主に紫外スペクトルの光を放出するように設計されたランプの場合	5mg	2027/2/24
1 (f)-II	特殊用途	5mg	2025/2/24 ■

No.	除 外 内 容	範囲	法規制適用除外期限
1 (g)	寿命が 20,000 時間以上の一般照明用 < 30 W: 3, 5 mg	3. 5mg	2023/8/24■
2 (a)	2 口金（ダブルキャップ）直管蛍光灯中の以下に含まれる水銀		
2 (a) (1)	通常寿命の 3 波長形で管径 9mm 未満 (T2 サイズ等)	4mg	2023/2/24■
2 (a) (2)	通常寿命の 3 波長形で管径 9mm を超えて 17mm 未 満（T5 サイズ等）	3mg	2023/8/24■
2 (a) (3)	通常寿命の 3 波長形で管径 17mm を超えて 28mm 未満（T8 サイズ等）	3. 5mg	2023/8/24■
2 (a) (4)	通常寿命の 3 波長形で管径 28mm を超えるもの （T12 サイズ等）	3. 5mg	2023/2/24■
2 (a) (5)	長寿命（25000 時間以上）3 波長形	5mg	2023/2/24■
2 (b)	その他の蛍光灯中の以下に含まれる水銀		
2 (b) (1)	チューブが 28 mm を超える線形ハロリン酸塩 ランプ（例：T10 および T12）	10 mg 以下	2012/4/13■
2 (b) (2)	非線形ハロリン酸塩ランプ（すべての直径） Non-linear halophosphate lamps (all diameters)	15 mg 以下	2016/4/13■
2 (b) (3)	長管蛍光ランプ以外の 3 波長形蛍光体を使用し たランプ径 17mm 超	(例 T9) 15mg 以下	2025/2/24■
2 (b) (4) – I	他の一般照明用途及び特殊用途のランプ（誘導 ランプ等）15mg を超えないもの	15mg 以下	延長審議中 *
2 (b) (4) – II	主に紫外スペクトルの光を放射するランプ	15 mg 以下	2027/2/24
2 (b) (4) – III	非常灯 Emergency lamps	15 mg 以下	2027/2/24
3	冷陰極蛍光灯（CCFL）と外部電極蛍光灯（EEFL）中の下記に含まれる水銀		
3 (a)	短管長（500mm 以下）、特殊用途の冷陰極 蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプの 水銀/ 1 ランプ 3. 5mg を超えないもの	3. 5mg 以下	2025/2/24■
3 (b)	中管長（500mm 以上 1500mm 以下）、特殊用途の冷 陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプの 水銀/ 1 ランプ 5mg を超えないもの	5mg 以下	2025/2/24■
3 (c)	長管長（1500mm）、特殊用途の冷陰極蛍光ランプ 及び外部電極蛍光ランプの水銀/ 1 ランプ 13mg を超えないもの	13mg 以下	2025/2/24■
4 (a)	その他の低圧放電ランプ 15mg を超えないもの	15mg 以下	2023/2/24■
4 (a) –I	ランプスペクトル出力の主な範囲が紫外スペク トルであることがアプリケーションで要求され る低圧蛍光体コーティングされていない放電ラ ンプの水銀：ランプあたり最大 15 mg の水銀 を使用できます。	15mg 以下	2027/2/24

No.	除 外 内 容	範囲	法規制適用除外期限
4(b)	改善された演色評価数 $Ra > 80$ の一般照明用高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の下記に含まれる水銀(一灯あたり) $P \leq 105$	16mg 以下	2027/2/22
4(b)-I	改善された演色評価数 $Ra > 60$ の一般照明用高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の下記に含まれる水銀(一灯あたり) $P \leq 155W$	30mg 以下	2023/2/22■
4(b)-II	改善された演色評価数 $Ra > 60$ の一般照明用高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の下記に含まれる水銀(一灯あたり) $155W < P \leq 405W$	40mg 以下	2023/2/22■
4(b)-III	改善された演色評価数 $Ra > 60$ の一般照明用高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の下記に含まれる水銀(一灯あたり) $P > 405W$	40mg 以下	2023/2/22■
4(c)	その他の一般照明用高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の下記に含まれる水銀(一灯あたり)		
4(c)-I	$P \leq 155W$	20mg 以下	2027/2/24
4(c)-II	$155W < P \leq 405W$	25mg 以下	2027/2/24
4(c)-III	$P > 405W$	25mg 以下	2027/2/24
4(d)	高圧水銀(蒸気)ランプ(HPMV)中の水銀		2015/4/13■
4(e)	金属ハロゲンランプ(MH)に含まれる水銀		2027/2/22
4(f)-I	この附属書で特に言及されていない特別な目的のための他の放電ランプ中の水銀		延長審議中 *
4(f)-II	ANSI 2000 ルーメン以上の出力が必要なプロジェクターで使用される高圧水銀ランプに含まれる水銀		2027/2/24
4(f)-III	園芸用照明に使用される高圧ナトリウム灯中の水銀		2027/2/24
4(f)-IV	紫外スペクトルの光を発するランプ中の水銀		2027/2/24
4(g)	標識、装飾用または建築用、専門的な照明および照明芸術作品に使用される手作りの発光放電管中の水銀。水銀含有量は次のように制限される (a)電極ペアごとに 20 mg + チューブの長さ(cm)ごとに 0.3 mg。ただし、屋外での使用および $20^{\circ}C$ 未満の温度にさらされる屋内での使用では、80 mg を超えてはならない。 (b)電極ペアごとに 15 mg + チューブの長さ(cm)ごとに 0.24 mg。ただし、他のすべての屋内用途では 80 mg を超えない。		2018/12/31■
36	DC プラズマ ディスプレイのカソード スパッタリング抑制剤として使用される水銀(ディスプレイあたりの含有量)	30 mg 以下	2010/7/1■
六価クロム化合物			

No.	除 外 内 容	範囲	法規制適用除外期限
9	吸収型冷蔵庫の炭素鋼冷却システムの防食剤として、冷却材に含まれる 0.75Wt%以下の六価クロム		カテゴリ 1-7, 10 2020/3/5◆ カテゴリ 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9(*3), 11 2024/7/21■
9(a)-I	吸収型冷蔵庫（ミニバーを含む）の炭素鋼冷却システムの冷却溶液で防食剤として使用される最大 0.75 重量%の六価クロムを含む電気ヒーターで完全にまたは部分的に動作するように設計され、一定の運転条件での平均利用電力入力 < 75W であるもの。		2021/3/5■
9(a)-II	吸収式冷凍機の炭素鋼冷却システムの冷却液の防食剤として使用される最大 0.75 重量%の六価クロムを含む： - 電気ヒーターで完全にまたは部分的に動作するように設計されており、一定の動作条件で平均使用電力入力が 75 W 以上であること。 - 非電気ヒーターで完全に動作するように設計されたもの。		カテゴリ 1-7, 10 延長審議中 *
9(a)-III	暖房および給湯用のガス吸収ヒートポンプの炭素鋼密閉回路の作動流体中の防食剤として、最大 0.7 重量% の六価クロム。		カテゴリ 1 2026/12/31
鉛及びその化合物			
5(a)	陰極線管（ブラウン管）のガラスに含まれる鉛		カテゴリ 1-7, 10 2016/7/21◆ カテゴリ 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9(*3), 11 2024/7/21■
5(b)	蛍光管のガラスに含まれる 0.2Wt%を超えない鉛		カテゴリ 1-7, 10 延長審議中 * カテゴリ 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9(*3), 11 2024/7/21◆

No.	除 外 内 容	範囲	法規制適用除外期限
6(a)	機械加工用の鉄合金、亜鉛メッキ鋼に含まれる 0.35Wt%以下の鉛		2026/12/11
6(a)-I	合金成分として、重量比 0.35%以下の鉛を含む機械加工用鋼材および重量比 0.2%以下の鉛を含む一括溶融亜鉛メッキ鋼材に含まれる鉛。*a		延長審議中 * 2027/6/30
6(a)-II	ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼中に 0.2 重量% まで含まれる鉛 *a		未定 (※ 2027/6/30)
6(b)	アルミニウム合金に含まれる 0.4Wt%以下の鉛		2027/6/11
6(b)-I	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来する場合に限り、重量比 0.4%までの鉛を含むアルミニウムの合金成分として使用する *a。		カテゴリ 1-7, 10 2026/12/11 カテゴリ 9, 11 2027/6/30
6(b)-II	機械加工用アルミニウムの合金成分として、重量比 0.4%以下の鉛。 *a		カテゴリ 1-7, 10 2026/12/11 カテゴリ 9, 11 *a 2027/6/30
6(b)-III	鉛含有アルミスクラップのリサイクル由来の鋳造アルミ合金中の重量比 0.3%以下の鉛 *a		カテゴリ 1-8, 9 (産業監視制御を除く), 10 2027/6/30
6(c)	4W%以下の鉛を含む銅合金 *a		延長審議中 * 2027/6/30
7(a)	高融点はんだ中の鉛 (85Wt%以上の鉛ベースの合金)、 EU WEEK 指令の電気・電子廃棄物にカバーされる用途を除く (カテゴリ 7, 10)		延長審議中 * 2027/6/30
7(a)-I	半導体アセンブリの内部相互接続用高融点はんだ中の鉛		2027/12/31
7(a)-II	硬化/焼結ダイアタッチ材料の内部および外部接続用高融点はんだ中の鉛		2027/12/31
7(a)-III	二次半田が一次半田をリフローしないように部品を製造するための高融点はんだ中の鉛		2027/12/31
7(a)-IV	BGA はんだボール、高温プラスチック・オーバーモールド (220°C超) 取り付け用はんだ接合部の鉛		2027/12/31
7(a)-V	セラミックパッケージまたはプラグと金属ケースの間の気密封止材としての鉛		2027/12/31
7(a)-VI	赤外線加熱用反射形白熱ランプ、高輝度放電ランプ等の電気接続用の鉛		2027/12/31
7(a)-VII	ピーク動作温度が 200°Cを超えるオーディオトランスデューサー用の鉛		2027/12/31

No.	除 外 内 容	範囲	法規制適用除外期限
7(b)	サーバ、ストレージ、ストレージアレイ、スイッチ、信号・伝送・管理ネットワークのインフラ機器の半田に使用する鉛		カテゴリ 1-7, 10 2016/7/21◆ カテゴリ 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9(*3), 11 2024/7/21■
7(c)-I	ガラス・セラミック(コンデンサの誘電セラミックを除く)中の電気・電子部品に含まれる鉛(圧電デバイス、ガラス・セラミック母材化合物)、中国: 電池中の鉛含有量の規制にカバーされる要件を除く(カテゴリ 7, 10)		延長審議中 * 2027/6/30
7(c)-II	AC125V, DC250V 以上のコンデンサの誘電セラミックスに含まれる鉛		2027/12/31
7(c)-III	定格電圧が AC125V または DC250V 未満のコンデンサの誘電体セラミックに含まれる鉛 2013 年 1 月 1 日に期限切れとなり、それ以降は 2013 年 1 月 1 日以前に発売された EEE のスペアパーツに使用することができます。		2013/1/1■
7(c)-IV	集積回路またはディスクリット半導体の一部であるコンデンサ用の PZT ベースの誘電体セラミック材料中の鉛		カテゴリ 1-7, 10 2021/7/21◆ カテゴリ 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9(*3), 11 2024/7/21■
7(c)-V	高電圧ダイオードの気密封止や保護、絶縁、MCP 等を使用されるガラス中の鉛		2027/12/31
7(c)-VI	圧電 PZT セラミック、PTC セラミックに含まれる鉛		2027/12/31
9(b)	冷暖房・空調・冷蔵庫(HVACR)のコンプレッサーに含まれる冷媒用ベアリングシェルに含まれる鉛		カテゴリ 1-7, 10 2018/7/5◆ カテゴリ 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9(*3), 11 2024/7/21■
9(b)-(I)	暖房、換気、空調、冷凍(HVACR)用途向けの規定電力入力が 9 kW 以下の冷媒を含む密閉型スクロール コンプレッサー用のベアリング シェルおよびブッシュに含まれる鉛		2019/7/21■

No.	除 外 内 容	範囲	法規制適用除外期限
11(a)	Cプレス コンプライアント ピン コネクタ システムで使用される鉛 2010 年 9 月 24 日より前に市場に出された EEE のスペアパーツに使用可能。		2010/9/24■
11(b)	Cプレス コンプライアント ピン コネクタ システム以外で使用されるリード 2013 年 1 月 1 日に失効し、その日以降は、2013 年 1 月 1 日より前に市場に出された EEE のスペアパーツに使用可能。		2013/1/1■
12	熱伝導モジュール C リングのコーティング材としての鉛 2010 年 9 月 24 日より前に市場に出された EEE のスペアパーツに使用可能。		2010/9/24■
13(a)	光学用途の白色ガラスに含まれる鉛		延長審議中 *
13(b)	フィルタ ガラス、反射率標準のガラスに含まれる鉛		カテゴリ 1-7, 10 2018/7/5◆ カテゴリ 8, 9, 11 延長審議中 *
13(b)-(I)	イオン色の光学フィルタガラスタイプの鉛		カテゴリ 1-7, 10 延長審議中 *
13(b)-(III)	反射率標準に使用される釉薬中のカドミウムと鉛		カテゴリ 1-7, 10 延長審議中 *
14	マイクロプロセッサのピンとパッケージ間の接続用の 2 つ以上の要素からなるはんだ中の鉛で、鉛含有量が重量で 80% を超え 85% 未満 2011 年 1 月 1 日に失効し、その後は 2011 年 1 月 1 日より前に市場に出された EEE のスペアパーツに使用可能。		2011/1/1■
15	IC フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間の電気接続用半田に含まれる鉛		カテゴリ 1-7, 10 2020/2/29◆ カテゴリ 8, 9, 11 延長審議中 *
15(a)	次の基準の少なくとも 1 つが適用される集積回路フリップ チップ パッケージ内の半導体ダイとキャリア間の実行可能な電気接続を完了するためのはんだの鉛: - 90nm 以上の半導体技術ノード; - 任意の半導体技術ノードにおける 300 mm ² 以上の単一のダイ。 - 300 mm ² 以上のダイ、または 300 mm ² 以上のシリコン インターポーザーを備えたスタックダイ パッケージ。		カテゴリ 1-7, 10 延長審議中 *
16	ケイ酸塩でコーティングされたチューブを備えたリニア白熱灯の鉛		2013/9/1■

No.	除 外 内 容	範囲	法規制適用除外期限
17	業務用電子複写機器に使用される高輝度放電（HID）ランプに発光物質と使用されるハロゲン化鉛		カテゴリ 1-7, 10 2016/7/21◆ カテゴリ 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9(*3), 11 2024/7/21■
18(a)	SMS ((Sr, Ba) 2 MgSi2O7 :Pb) などの蛍光体を含むジアゾ印刷複写、リソグラフィー、捕虫器、光化学、硬化プロセス用の特殊ランプとして使用する場合の放電ランプの蛍光粉の活性剤としての鉛（1 重量%以下の鉛）		2011/1/1■
18(b)	BSP (Ba2SiO5:Pb) 等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉（1 重量%以下の鉛を含む）の活性剤としての鉛		カテゴリ 1-7, 8, 9(*1) 10, 11 延長審議中 * カテゴリ 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9(*3) 2024/7/21◆
18(b)-1	BSP (BaSi2O5:Pb) などの蛍光体を含む放電ランプの蛍光粉（重量で 1 % 以下）の活性剤としての鉛（医療用光線療法装置で使用される場合）		カテゴリ 5, 8 延長審議中 * Annex IV の項目 34 でカバーされるアプリケーションを除き、2021 年 7 月 21 日に失効する。
19	特定の組成の PbBiSn-Hg および PbInSn-Hg を主アマルガムとして使用し、PbSn-Hg を非常にコンパクトな省エネ ランプ（ESL）の補助アマルガムとして使用する鉛		2011/6/1■
20	液晶ディスプレイ（LCD）に使用される平面蛍光灯の前面基板と背面基板の接着に使用されるガラス中の酸化鉛		2011/6/1■
21	ホウケイ酸塩とソーダ石灰ガラス上のエナメルに使用される印刷インクの鉛及びカドミウム		カテゴリ 1-7, 10 2020/2/29◆ カテゴリ 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9(*3), 11 2024/7/21■
21(c)	ホウケイ酸ガラス以外にエナメルを塗布するための印刷インキ中の鉛		カテゴリ 1-7, 10 2021/7/21■
23	ピッチ 0.65mm 以下のコネクタ以外のファインピッチ部品の仕上げのリード 2010 年 9 月 24 日より前に市場に出された EEE のスペアパーツに使用可能		2010/9/24■

No.	除 外 内 容	範囲	法規制適用除外期限
24	機械的に貫通孔が作られた円状板と、平面積層セラミックキャパシタアレイを半田付けする半田中の鉛		カテゴリ 1-10 延長審議中 * カテゴリ 11 延長審議中 *
25	表面伝導型電子放出素子ディスプレイ (SED) の構造部品に含まれる酸化鉛。特にシールフリット、フットリングに含まれる酸化鉛		カテゴリ 1-7, 10 2016/7/21◆ カテゴリ 8, 9 (*1) 2021/7/21◆ カテゴリ 8 (*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9 (*3), 11 2024/7/21■
26	ブラックライトブルーランプのガラスエンベロープ中の酸化鉛		2011/6/1■
27	高出力 (125 dB SPL 以上の音響出力レベルで数時間動作するように設計されている) ラウドスピーカーで使用されるトランスデューサー用のはんだとしての鉛合金		2010/9/24■
29	指令 69/493/EEC の付属書 I (kategori-1, 2, 3, 4) で定義されるクリスタルガラス中の鉛		カテゴリ 1-7, 10, 11 延長審議中 * カテゴリ 8, 9 (*1) 2021/7/21◆ カテゴリ 8 (*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9 (*3) 2024/7/21◆
31	水銀を使用しない直蛍光灯 (液晶ディスプレイ又は産業用照明) 中の半田に含まれる鉛		カテゴリ 1-7, 10 2016/7/21◆ カテゴリ 8, 9 (*1) 2021/7/21◆ カテゴリ 8 (*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9 (*3), 11 2024/7/21■
32	アルゴン・クリプトンレーザ管製造で、ウィンドウアッセンブリを形成するシール・フリット中の酸化鉛		カテゴリ 1-7, 8, 9, 10 延長審議中 * カテゴリ 8 (*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9 (*3) 延長審議中 * カテゴリ 11 2024/7/21◆

No.	除 外 内 容	範囲	法規制適用除外期限
33	パワートランスで、100 μ m 直径以下の細い銅線の半田付け用はんだ中の鉛		カテゴリ 1-7, 10 2016/7/21◆ カテゴリ 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9(*3), 11 2024/7/21■
34	サーメット型トリマポテンションメータ素子に含まれる鉛		延長審議中 *
37	亜鉛ホウ酸塩ガラス体を基礎とした高圧ダイオードの表面被覆層の鉛		カテゴリ 1-7, 10, カテゴリ 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9(*3), 11 2024/7/21■
41	技術的理由により、手持ちの内燃機関のクランクケースまたはシリンダー内に直接取り付けなければならないイグニッションモジュールおよびその他の電気・電子エンジン制御システム（欧州議会および理事会の指令 97/68/EC のクラス SH : 1、SH : 2、SH : 3）に用いられる電気・電子部品の半田および端子仕上げ、プリント回路基板の仕上げの鉛		カテゴリ 1-7, 10, 11 2022/3/31◆ カテゴリ 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9(*3) 2024/7/21■
42	業務用非道路機器に使用されるディーゼルまたはガス燃料内燃エンジンのベアリングおよびブッシュに含まれる鉛： -エンジンの総排気量が 15 リットル以上、または -エンジンの総排気量が 15 リットル未満で、始動信号から全負荷までの時間が 10 秒未満であることが要求されるアプリケーションで動作するように設計されているもの、または鉱山、建設、農業アプリケーションなどの過酷で汚い屋外環境で定期保守が通常行われるもの。		カテゴリ 11 延長審議中 *
44	欧州議会および理事会の規則（EU）2016/1628 の範囲内にある内燃機関のセンサー、アクチュエーター、エンジン制御ユニットのはんだに含まれる鉛で、専門家向けに設計されているが、専門家以外のユーザーも使用する運転中に一定の位置で使用する機器に設置される。		カテゴリ 11 延長審議中 *

No.	除 外 内 容	範囲	法規制適用除外期限
45	民生用（業務用）電気・電子火薬の開始剤に含まれるジアジド鉛、スチフニン酸鉛、ジピクラメート鉛、オレンジ鉛（四酸化鉛）、二酸化鉛、民生用（業務用）電気火薬の開始剤の長時間火工遅延電荷に含まれるクロム酸バリウム。		カテゴリ 11 延長審議中 *
カドミウム及びその化合物			
8 (a)	ワンショットペレットタイプのサーマルカットオフに含まれるカドミウムとその化合物 2012 年 1 月 1 日に期限を迎え、それ以降は 2012 年 1 月 1 日以前に上市された EEE のスペアパーツに使用することができる。		2012/1/1 ■
8 (b)	電気接点に含まれるカドミウム及び化合物		カテゴリ 1-7, 10 2020/2/29 ◆ カテゴリ 8, 9, 11 延長審議中 *
8 (b)-I	以下で使用される電気接点のカドミウムおよびその化合物： -遮断器、 -熱感知制御、 -サーマル モーター プロテクター（ハーメチック サーマル モーター プロテクターを除く）、 -AC スイッチの定格： -AC250V 以上で 6A 以上、または -AC125V 以上で 12A 以上、 -18V DC 以上で定格 20A 以上の DC スイッチ、および -電源周波数 ≥ 200 Hz で使用するためのスイッチ。		カテゴリ 1-7, 10 延長審議中 *
13 (b)	フィルタガラス、反射率標準のガラスに含まれるカドミウム		カテゴリ 1-7, 10 2018/7/5 ◆ カテゴリ 8, 9, 11 延長審議中 *
13 (b)-(II)	印象的な光学フィルタ ガラス タイプのカドミウム。この附属書のポイント 39 に該当するアプリケーションを除く		カテゴリ 1-7, 10 延長審議中 *
13 (b)-(III)	反射率標準に使用される釉薬中のカドミウムと鉛		カテゴリ 1-7, 10 延長審議中 *

No.	除 外 内 容	範囲	法規制適用除外期限
21	ホウケイ酸塩とソーダ石灰ガラス上のエナメルに使用される印刷インクの鉛及びカドミウム		カテゴリ 1-7, 10 2020/2/29◆ カテゴリ 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9(*3), 11 2024/7/21■
21(a)	カドミウムは、EEE のディスプレイやコントロール パネルに取り付けられた照明アプリケーションのコンポーネントとして使用され、フィルタ機能を提供するためにカラー印刷されたガラスに使用されます。		2021/7/21■
21(b)	ホウケイ酸ガラスやソーダ石灰ガラスなどのガラスにエナメルを塗布するための印刷インク中のカドミウム		2021/7/21■
30	100dB 以上の強さの高出力音響スピーカで、変換器内の音声コイルの電気誘導体部の半田接合としてのカドミウム合金		カテゴリ 1-7, 10 2016/7/21◆ カテゴリ 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9(*3), 11 2024/7/21■
38	アルミニウム結合ベリリウム酸化物に使用される厚膜ペーストに含まれるカドミウム及び酸化カドミウム		カテゴリ 1-7, 10 2016/7/21◆ カテゴリ 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ 9(*3), 11 2024/7/21■
39	固体照明やディスプレイシステムで使用される色変換 II-VI LED（発光面積 1mm ² あたり 10 μ g 未満の Cd）に含まれるカドミウム。		2018/11/20■
39(a)	ディスプレイ照明用途に使用されるダウンシフトカドミウム系半導体ナノ結晶量子ドットのセレン化カドミウム（ディスプレイ画面面積 1mm ² あたり 0, 2 μ g Cd 未満）		2025/11/21
40	業務用オーディオ機器に使用されるアナログオプトカプラ用フォトレジスターに含まれるカドミウム		2013/12/31■
その他の物質			

No.	除 外 内 容	範囲	法規制適用除外期限
43	エンジンシステムのゴム部品中のフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)。消費者の使用のみを目的としていない機器での使用を目的として設計され、可塑化された材料が人間の粘膜に接触したり、人間の皮膚に長時間接触したりしないことを条件とする。ビス(2-エチルヘキシル)フタレート値は以下を超えない： (a) ゴムの 30 重量% (i) ガasketコーティング； (ii) ソリッドラバーガasket； また (iii) 電気、機械、または油圧エネルギーを使用して動作し、エンジンに取り付けられた、少なくとも 3 つのコンポーネントのアセンブリに含まれるゴムコンポーネント。 (b) (a) で言及されていないゴム含有成分については、ゴムの 10 重量%。 「ヒトの皮膚との長時間の接触」とは、1 日あたり 10 分を超える継続的な接触、または 30 分間にわたる断続的な接触を意味する。		カテゴリー 11 2024/7/21 ■

- : すべてのカテゴリーで期限切れ、廃止又は他の項目に置換えられた適用除外項目を示す。
- ◆ : 特定のカテゴリーで期限切れを示す。
- *1 : 体外診断用医療機器および工業用監視および制御機器以外のカテゴリー 8 および 9
- *2 : カテゴリー 8 の体外診断用医療機器
- *3 : カテゴリー 9 の産業用監視および制御機器
- *a : 本適用除外は、通常または予見可能な使用条件下で子供が口に入れる可能性がある、一般消費者向け製品(5cm未満の部品等)には適用しない。ただし鉛溶出速度が $0.05 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{時}$ 以下であること、および2年間の保証が証明できる場合は適用可。(REACH規則 Annex XVII Entry 63 第7項に基づく)

注) 本リストに掲載されているEU RoHS指令の各適用除外項目は、2023年1月30日時点のものです。法律の内容を保証するものではありません。最新情報は、法律原文をご参照下さい。

注) 除外延長申請が提出された場合、少なくとも法律上の満了日から1年の猶予(期限延長)が認められています。

- ・鉛及びその化合物の含有物についての適用除外は、2024年7月21日から2026年7月21日までに順次満了となる予定です。
- ・カテゴリー1～7、10に関しては一部延長審議中の状況です。

(4) R o H S 指令 A N N E X IV における適用除外項目

(医療機器 (カテゴリ 8) および監視制御機器 (カテゴリ 9))

No.	除 外 内 容	法規制適用除外期限
水銀及び水銀化合物		
電離放射線の利用もしくは検出に使用される機器		
1	電離放射線用検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀	カテゴリ- 8, 9 (*1) 延長審議中 * カテゴリ- 8 (*2) 2023/7/21 ◆ カテゴリ- 9 (*3) 延長審議中 *
センサー、検出器、および電極		
1c	赤外線検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀	延長審議中 *
1d	基準電極に含まれる水銀 (塩化水銀、硫化水銀および酸化水銀)	カテゴリ- 8, 9 (*1) 2021/7/21 ◆ カテゴリ- 8 (*2) 2023/7/21 ◆ カテゴリ- 9 (*3) 2024/7/21 ■
その他		
16	モニタリング装置および制御装置に用いる超高精密キャパシタンスおよび損失測定ブリッジ、高周波 RF スイッチおよびリレーに含まれる水銀で、スイッチまたはリレー 1 個あたり 20mg を超えないもの	カテゴリ- 8, 9 (*1) 2021/7/21 ◆ カテゴリ- 8 (*2) 2023/7/21 ◆ カテゴリ- 9 (*3) 2024/7/21 ■
35	2017 年 7 月 22 日より前に上市された産業用監視および制御機器向けの液晶ディスプレイのバックライト用冷陰極管であって水銀含有量がランプあたり 5mg を超えないもの	2024/7/21 ■
42	高い動作周波数 (> 50 MHz) の動作モードが可能な血管内超音波イメージングシステムに使用される電気回転コネクタの水銀。	延長審議中 *
49	300°C を超える温度および 1,000 バールを超える圧力での毛細管レオメーターの熔融圧力変換器内の水銀	カテゴリ- 9 延長審議中 *
六価クロム化合物		
その他		

No.	除 外 内 容	法規制適用除外期限
30	X線イメージインテンシファイアにおいて光電陰極を作製するために用いられるアルカリディスペンサー中の六価クロム 2020年1月1日より前にEU市場に上市されたX線システム用スペアパーツ中の光電陰極を作製するために用いられるアルカリディスペンサー中の六価クロム	2019/12/31■
31	2014年7月22日以前に上市された医療機器から回収され、2021年7月22日以前に上市されたカテゴリ-8の機器に使用される再利用スペアパーツ中の鉛、カドミウム、六価クロム。ただし、監査可能な閉ループの企業間返品システムで再利用が行われ、部品の再利用が消費者に通知されていることが条件。	2017/11/5■
31a	体外診断用医療機器を含む医療機器、または電子顕微鏡とその付属品から回収され、修理または再生に使用されるスペアパーツ中の鉛、カドミウム、六価クロム、およびポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)。監査可能なクローズドループの企業間返品システムで、部品の再利用を顧客に通知する。	カテゴリ-8, 9(*1) 延長審議中 * カテゴリ-8(*2) 延長審議中 * カテゴリ-9(*3) 2024/7/21◆
鉛及び鉛化合物		
電離放射線の利用もしくは検出に使用される機器		
1	電離放射線用検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀	カテゴリ-8, 9(*1) 延長審議中 * カテゴリ-8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ-9(*3) 延長審議中 *
2	X線管に含まれる鉛ベアリング	カテゴリ-8, 9(*1) 延長審議中 * カテゴリ-8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ-9(*3) 2024/7/21◆
3	電磁放射増幅デバイス（マイクロチャンネルプレート、キャピラリプレート）に含まれる鉛	延長審議中 *
4	X線管及びイメージ増幅管のガラスフリットに含まれる鉛およびガスレーザの組立用および電磁放射を電子に変換する真空管用のガラスフリットバインダーに含まれる鉛	カテゴリ-8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ-8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ-9(*3) 延長審議中 *

No.	除 外 内 容	法規制適用除外期限
5	電離放射線の防護に用いられる鉛	カテゴリ- 8, 9(*1) 延長審議中 * カテゴリ- 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ- 9(*3) 延長審議中 *
6	X 線試験物体に含まれる鉛	カテゴリ- 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ- 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ- 9(*3) 2024/7/21■
7	X 線回析用結晶ステアリン酸鉛	カテゴリ- 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ- 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ- 9(*3) 2024/7/21■
センサー、検出器、および電極		
1a	pH 電極のガラスを含むイオン選択電極に含まれる鉛およびカドミウム	延長審議中 *
1b	電気化学的酸素センサーの陽電極に含まれる鉛	カテゴリ- 8, 9(*1) 延長審議中 * カテゴリ- 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ- 9(*3) 延長審議中 *
1c	赤外線検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀	延長審議中 *
1d	基準電極に含まれる水銀（塩化水銀、硫化水銀および酸化水銀）	カテゴリ- 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ- 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ- 9(*3) 2024/7/21■
その他		
10	原子吸光分光用ランプに含まれる鉛およびカドミウム	カテゴリ- 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ- 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ- 9(*3) 延長審議中 *

No.	除 外 内 容	法規制適用除外期限
11	MRI の超伝導体および熱伝導体用の合金に含まれる鉛	カテゴリ- 8, 9(*1) 延長審議中 * カテゴリ- 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ- 9(*3) 2024/7/21◆
12	MRI、SQUID、NMR（核磁気共鳴）および FTMS（フーリエ変換質量分析器）検出器の超伝導材料の金属接合に用いられる鉛とカドミウム	カテゴリ- 8, 9(*1) 延長審議中 * カテゴリ- 8(*2) 2021/6/30◆ カテゴリ- 9(*3) 延長審議中 *
13	カウンターウェイトに用いる鉛	カテゴリ- 8, 9(*1) 延長審議中 * カテゴリ- 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ- 9(*3) 2024/7/21◆
14	超音波トランスデューサー用の単結晶圧電結晶材料に含まれる鉛	カテゴリ- 8, 9(*1) 延長審議中 * カテゴリ- 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ- 9(*3) 2024/7/21◆
15	超音波トランスデューサーの接合用はんだに含まれる鉛	カテゴリ- 8, 9(*1) 延長審議中 * カテゴリ- 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ- 9(*3) 2024/7/21◆
17	ポータブル AED（自動体外式除細動器）のはんだに含まれる鉛	カテゴリ- 8, 9(*1) 延長審議中 * カテゴリ- 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ- 9(*3) 2024/7/21◆
18	8～14 μm 帯を検出する高性能赤外画像モジュールに使われるはんだに含まれる鉛	カテゴリ- 8, 9(*1) 延長審議中 * カテゴリ- 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ- 9(*3) 2024/7/21◆

No.	除 外 内 容	法規制適用除外期限
19	シリコン表示の液晶に含まれる鉛	カテゴリ- 8, 9 (*1) 2021/7/21◆ カテゴリ- 8 (*2) 2023/7/21◆ カテゴリ- 9 (*3) 2024/7/21■
22	CT と MRI で使用される定位ヘッドフレーム中、及びガンマ線と粒子線治療装置用の位置決めシステム中に用いられる酢酸鉛マーカー	2021/6/30■
23	電離放射線にさらされる、医療機器中のベアリング及び摩耗表面に対する合金要素としての鉛	2021/6/30■
24	X 線イメージインテンシファイア中のアルミニウムと鉄を真空機密接合するための鉛	2019/12/31■
25	通常稼動及び保管条件が-20℃を下回る温度で恒久的に使用される、非磁性コネクタを必要とするピンコネクタシステムの表面コーティング中の鉛	2021/6/30■
26	通常稼動及び保管条件が-20℃を下回る温度で恒久的に使用される以下の中の鉛 — プリント回路基板上のはんだ — 電気及び電子部品の端子コーティング及びプリント回路基板のコーティング — ワイヤ及びケーブルを接続するためのはんだ — 変換器及びセンサーを接続するはんだ	カテゴリ- 8, 9 (*1) 延長審議中 * カテゴリ- 8 (*2) 2021/6/30◆ カテゴリ- 9 (*3) 延長審議中 *
27	— はんだ — 電気及び電子部品及びプリント回路基板の端子コーティング — 電線、シールド及び封入コネクタの接合部 (a) 医療用磁気共鳴装置画像装置中の磁石のアイソセンタ一周半径 1m 圏内の磁場（この範囲内で使用されるよう設計された患者モニタを含む）または (b) 粒子線治療で利用されるサイクロترون磁石の外表面及びビーム輸送・ビーム方向制御用磁石から 1m 以内の磁場内で使用される	2027/6/30
28	テルル化カドミウムおよびテルル化カドミウム亜鉛デジタル アレイ検出器をプリント回路基板に取り付けるためのはんだ中の鉛	2017/12/31■
29	医療機器（カテゴリ 8）または産業用監視制御機器のクライオクーラーの冷却ヘッドまたはクライオクーラーで冷却された低温プローブまたはクライオクーラーで冷却された等電位ボンディングシステム中で使用される超伝導体または熱伝導体としての合金中の鉛	カテゴリ- 8, 9 (*1) 延長審議中 * カテゴリ- 8 (*2), 9 (*3) 2021/6/30◆

No.	除 外 内 容	法規制適用除外期限
31	2014 年 7 月 22 日以前に上市された医療機器から回収され、2021 年 7 月 22 日以前に上市されたカテゴリ-8 の機器に使用される再利用スペアパーツ中の鉛、カドミウム、六価クロム。ただし、監査可能な閉ループの企業間返品システムで再利用が行われ、部品の再利用が消費者に通知されていることが条件。	2017/11/5■
31a	体外診断用医療機器を含む医療機器、または電子顕微鏡とその付属品から回収され、修理または再生に使用されるスペアパーツ中の鉛、カドミウム、六価クロム、およびポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)。監査可能なクローズドループの企業間返品システムで、部品の再利用を顧客に通知する。。	カテゴリ-8, 9(*1) 延長審議中 * カテゴリ-8(*2) 延長審議中 * カテゴリ-9(*3) 2024/7/21◆
32	磁気共鳴画像機器 (MRI) に組込まれるポジトロン断層法用検出器 (PET) およびデータ捕捉装置のプリント基板上のはんだ中の鉛	2019/12/31■
33	携帯非常除細動器を除く、指令 93/42/EEC(医療機器指令) クラス II a または II b の移動式医療機器に使用される実装されたプリント基板上のはんだ中の鉛 a) クラス II a b) クラス II b	2016/6/30 a) ■ 2020/12/31 b) ■
34	BSP (BaSi 05:Pb) 蛍光体を含む体外循環光療法ランプに使用される放電ランプの蛍光パウダー中の活性剤としての鉛	2021/7/21■
36	産業用監視および制御機器向けとして C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステム以外で使用されている鉛 2021 年 1 月 1 日より前に上市された産業用監視および制御機器用スペアパーツ中の C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステム以外で使用されている鉛	2020/12/31■
37	導電率測定に使用される白金黒めっき処理された白金電極中の鉛であって、次の条件の少なくとも一つが当てはまる場合 (a) 未知の濃度を測定するために実験用途で使用する、一桁を超える導電率測定範囲 (例えば、0.1mS/m から 5 mS/m に渡る範囲) を有する広範囲の測定 ; (b) 試料範囲のプラスマイナス 1% の精度で、かつ次のいずれかのために電極の高耐腐食性が求められる場合の溶液の測定 : (i) 酸性度 < pH1 の溶液 ; (ii) アルカリ度 > pH13 の溶液 ; (iii) ハロゲンガスを含む腐食性溶液 ; (c) 可搬型機器による測定が必要な 100mS/m を超える導電率の測定	2025/12/31

No.	除 外 内 容	法規制適用除外期限
38	CT(コンピュータ断層撮影)およびX線システムのX線検出器に使用される、境界面あたり 500 を超える相互接続を有する広面積積層ダイエメントの 1 境界面のはんだ中の鉛 2020 年 1 月 1 日より前に上市された CT および X 線システム用スペアパーツ中の境界面あたり 500 を超える相互接続を有する広面積積層ダイエメントの 1 境界面のはんだ中の鉛	2019/12/31 ■
39	装置に用いられるマイクロチャンネルプレート(MCPs)中の鉛であって、少なくとも次の一つの特性が存在する場合: (a) コンパクトサイズの電子またはイオンの検出器であって、検出器のためのスペースが最大 3mm/MCP(検出器の厚さプラス MCP の設置スペース)、トータルで最大 6mm に限られており検出器のためにより多くのスペースを得る代替設計が科学的および技術的に実用的ではないもの; (b) 電子またはイオンの検出のための二次元空間分解能で、少なくとも次の一つがあてはまる場合: (i) 応答時間が 25ns より短い; (ii) 試料検出エリアが 149mm ² より広い; (iii) 増幅率が 1.3×10^3 より大きい; (c) 電子またはイオンの検出応答時間が 5ns より短い; (d) 電子またはイオンの検出のための試料検出エリアが 314mm ² より広い; (e) 増幅率が 4.0×10^7 より大きい — 医療機器ならびに監視および制御装置 — 対外診断用医療機器 — 産業用監視および制御機器	延長審議中 *
40	産業用監視および制御機器向けの、定格電圧が AC125V または DC250V 未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛 2021 年 1 月 1 日より前に上市された産業用監視および制御機器用スペアパーツ中の定格電圧が AC125V または DC250V 未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	2020/12/31 ■
41	血液などの体液や体内ガスを分析する体外診断用医療機器に使用されるアンペロメトリック、ポテンショメトリック、コンダクノメトリック電気化学センサーの基材となるポリ塩化ビニル(PVC)の熱安定剤としての鉛。	2022/3/31 ■
48	これらの配線への電氣的接続	2027/6/30
カドミウム及びカドミウム化合物		
電離放射線の利用もしくは検出に使用される機器		

No.	除 外 内 容	法規制適用除外期限
1	電離放射線用検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀	カテゴリ- 8, 9(*1) 延長審議中 * カテゴリ- 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ- 9(*3) 延長審議中 *
8	ポータブル蛍光 X 線分光器に用いられるカドミウム放射性同位体	カテゴリ- 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ- 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ- 9(*3) 2024/7/21■
センサー、検出器、および電極		
1a	pH 電極のガラスを含むイオン選択電極に含まれる鉛およびカドミウム	延長審議中 *
1c	赤外線検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀	延長審議中 *
その他		
9	ヘリウムカドミウムレーザーに含まれるカドミニウム	カテゴリ- 8, 9(*1) 2021/7/21◆ カテゴリ- 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ- 9(*3) 延長審議中 *
10	原子吸光分光用ランプに含まれる鉛およびカドミウム	2021/7/21■
12	MRI、SQUID、NMR（核磁気共鳴）および FTMS（フーリエ変換質量分析器）検出器の超伝導材料の金属接合に用いられる鉛とカドミウム	2021/6/30■
20	X 線測定フィルタに含まれるカドミウム	カテゴリ- 8, 9(*1) 延長審議中 * カテゴリ- 8(*2) 2023/7/21◆ カテゴリ- 9(*3) 2024/7/21◆
21	X 線画像用イメージインテンシファイア中の蛍光コーティング中のカドミウム 2020 年 1 月 1 日より前に EU 市場に上市された X 線システム用スペアパーツ中の蛍光コーティング中のカドミウム	2019/12/31■

No.	除 外 内 容	法規制適用除外期限
31	2014 年 7 月 22 日以前に上市された医療機器から回収され、2021 年 7 月 22 日以前に上市されたカテゴリ-8 の機器に使用される再利用スペアパーツ中の鉛、カドミウム、六価クロム。ただし、監査可能な閉ループの企業間返品システムで再利用が行われ、部品の再利用が消費者に通知されていることが条件。	2017/11/5■
31a	体外診断用医療機器を含む医療機器、または電子顕微鏡とその付属品から回収され、修理または再生に使用されるスペアパーツ中の鉛、カドミウム、六価クロム、およびポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)。監査可能なクローズドループの企業間返品システムで、部品の再利用を顧客に通知する。	カテゴリ-8, 9(*1) 延長審議中 * カテゴリ-8(*2) 延長審議中 * カテゴリ-9(*3) 2024/7/21◆
43	10 ppm 未満の感度が必要な工業用監視および制御機器で使用される酸素センサー用の Hersch セル内のカドミウム アノード	カテゴリ-9(*3) 2023/7/15■
44	100 Gy/時を超える電離放射線被曝と 100kGy を超える総線量の環境で使用される 450 TV ラインを超える中心解像度を持つカメラ用に設計された耐放射線性ビデオカメラ管中のカドミウム。	カテゴリ-8, 9(*1) 2027/3/31 カテゴリ-9(*2) 2027/3/31
その他の物質		
31a	体外診断用医療機器を含む医療機器、または電子顕微鏡とその付属品から回収され、修理または再生に使用されるスペアパーツ中の鉛、カドミウム、六価クロム、およびポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)。監査可能なクローズドループの企業間返品システムで、部品の再利用を顧客に通知する。	カテゴリ-8, 9(*1) 延長審議中 * カテゴリ-8(*2) 延長審議中 * カテゴリ-9(*3) 2024/7/21◆
45	ヒト体液および/または透析液中に存在するイオン性物質のポイントオブケア分析に適用されるイオン選択電極中のフタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	カテゴリ-8(*2) 2028/7/21
46	MRI 検出器コイルのプラスチック部品中のフタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	カテゴリ-8(*2) 延長審議中 *
47	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)、フタル酸ブチル ベンジル (BBP)、フタル酸ジブチル (DBP)、フタル酸ジイソブチル (DIBP) ただし、再利用が監査可能なクローズドループの企業間返品システムで行われ、部品の再利用が顧客に通知されることを条件	カテゴリ-8, 9 2028/7/21

■ : すべてのカテゴリで期限切れ、廃止又は他の項目に置換えられた適用除外項目を示す。

◆ : 特定のカテゴリで期限切れを示す。

*1 : 体外診断用医療機器および工業用監視および制御機器以外のカテゴリ-8 および 9

*2 : カテゴリ-8 の体外診断用医療機器

*3 : カテゴリ-9 の産業用監視および制御機器

法律上の満了日

- ・一般カテゴリ 8, 9 : 2021年 7月21日
- ・体外診断用カテゴリ 8 : 2023年 7月21日
- ・産業用監視制御機器カテゴリ 9 : 2024年 7月21日
- ・カテゴリ 11 (その他の電子電気機器) : 2024年 7月21日

※尚、満了日は上記の通りとなっていますが現時点では未定です。

規制適用除外期限が近いものに関しては、別途、各担当購買部門の指示に従ってください。

* 法律上の満了日とは、除外適用から外れる法的要求期限をいい、満了日の18ヶ月前までに除外更新申請が行われた場合に「延長審議中」となる。

**当該除外項目は、今回の新しい文言に切り替わった要件を記載した官報公布後1年間は有効である。その後、更新された除外項目については、本表に記載する満了日まで認められ、旧除外項目は、法律上の満了日通り延長なく廃止される（官報公布の1年後）。

（3）及び（4）項の適用除外期限についてはともに法令上の日付です。

複数のカテゴリで異なる期限が規定されている場合、EU Directive 2011/65/EU (EU RoHS) の適用除外日は、変更される場合があるので、それぞれの最新状況を参照してください。

参考情報：Implementation of the RoHS Directive (欧州委員会 Website)

6. お取引先様へのお願い事項

(1) 化学物質の含有量調査

当社への材料・部品などの納入品に関し、含有される環境負荷物質とその量を把握するため、化学物質の含有状況の報告書の提出をお願いいたします。

- ・ I C P データ

- ・ S D S

- ・ 含有物質調査票 (chemSHERPA、その他成分表)

- * chemSHERPA の詳細については下記ホームページを参照ください。

- chemSHERPA とは経済産業省主導のもとサプライチェーン全体で利用可能な製品含有化学物質の情報伝達のための共通スキームで、製品に含有される化学物質を適正に管理し、拡大する規制に継続的に対応するシステムです。

- ・ 経済産業省

- http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/other/douga_gaiyou.pdf

- ・ 調査票及びマニュアル関連 (アーティクルマネジメント推進協議会内)

- <https://chemsherpa.net/>

- <https://chemsherpa.net/chemSHERPA/index.html>

＜重要＞ 2018 年 6 月 29 日、17:00 をもって MSDsplus/AIS 入力支援ツールの更新・公開は終了しており、最新 chemSHERPA による更新が必要。

これらの資料により当社が必要と判断した場合には、材料・部品などの納入品の全製造工程における環境負荷物質の使用並びに削減の状況についても同様の調査・報告をお願いします。

納入品における環境調査、化学物質の使用状況などによっては全製造工程について監査を実施させていただく場合がございます。

(2) 環境負荷低減に関する覚書の締結

当社への納入品の環境負荷低減と化学物質の適性管理を確実にするために必要と判断される場合、調査への協力などの明記した“グリーン調達実施に関する覚書”を締結させていただく場合があります。

(3) 使用禁止物質の不使用保証

①当社に納入する材料・部品などは指定する使用禁止物質の猶予期限以降に非

含有とする許容値を超えて禁止物質を含まないこと。

- ② 当社から指示があった場合には、上記を証明する文書、“使用禁止物質の不使用証明書”を提出して下さい。

(注) 使用禁止物質を含有、又は工程において使用している場合には、事前に各担当購買部門窓口へ通知し、その措置について協議して下さい。

使用禁止物質が含まれ、又は使用していることが事後に判明した場合には、直ちに各担当購買部門窓口へ通知し、その措置について協議して下さい。

(4) 情報の開示

当社へ納入される材料・部品・構成部材などについて、以下の情報について要求があった場合は、関係する資料のすみやかな提出をお願いいたします。

- ① 材質情報（材料・部品などを構成する部材：ステンレス、銅、アルミ等）
- ② 含有物質情報（材料・部品などに含有される化学物質名、含有量、環境リスク等）
- ③ その他（Orbrayが必要と判断した事項）

(5) 情報の取り扱い

お取引先から製品についていただいた材料情報、含有物質情報はOrbrayで共有させていただきます。

また、御提供いただいた情報を元に、Orbrayの製品関連情報の一部として顧客等へ、開示する場合があります。

開示に不都合があるお取引先は各担当購買部門窓口へ御連絡ください。

7. 制定及び改定履歴

版数	改定内容	制定日	施行日
初版	社名変更による初版制定。適用除外物質の期限の見直し。	2018/01/22	2018/02/01
1 版	適用除外物質の期限の見直し。フタル酸接触汚染・PFHxS 関連物質の対応。NPT との共通化。	2019/04/01	2019/05/01
2 版	用語の定義追加。PBT 物質。米国環境保護庁 有害物質規制法 (TSCA) 規則第 6 条 5 物質の追記。	2022/11/01	2022/11/15
2.1 版	新社名及びロゴ変更	2023/01/06	2023/01/06
3 版	RoHS 適用除外情報の更新	2023/04/20	2023/04/20
4 版	1. 関係機関の情報先更新 2. 主要顧客削除 3. 環境負荷物質法規制（主な参照法規制）一覧表（4 章(5)）の注の見直し 4. 用語の統一：「添加」を「意図的使用」に変更 5. 環境負荷物質法規制（主な参照法規制）一覧表（4 章(5)）、及び、環境負荷物質の管理（5 章）の各物質についての更新 ・ カドミウム及びカドミウム化合物：半田成分削除、電池基準追加 ・ 鉛及び鉛化合物：「PVC 被覆」を「熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆された」へ変更、プラスチック、インキ、塗料について詳しい条件へ変更、電池基準追加 ・ 水銀及び水銀化合物：電池基準追加 ・ 六価クロム化合物：「表面処理、着色剤、プラスチック安定剤は不純物として 75ppm 以下」削除 ・ ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)：名称変更/旧) P B B 類 ・ ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)：名称変更/旧) P B D E 類、電気電子機器以外の基準追加 ・ スズ化合物 (TBT, TPT, TBT0, DBT 類, DOT 類)：ジオクチルスズ (DOT) 化合物類対象追加、注削除 ・ ポリ塩化ナフタレン (PCN)（塩素原子数が 2 以上のもの）：塩素原子数変更/旧) 3 ・ 特定ベンゾトリアゾール：UV-328, UV-350, UV-327 追加、構成成形品質量における含有率が 1000ppm 以下追加 ・ パーフルオロオクタンスルホン酸とその誘導体 (PFOS)：名称変更/旧) パーフルオロオクタンスルホン酸 (P F O S) とその塩及びパーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド (P F O S F)」、適用除外削除、情報確認先をストックホルム条約へ集約 ・ 多環芳香族炭化水素 (PAH)：詳細基準に変更 ・ N-フェニルベンゼンアミンのスチレン及び 2, 2, 4-トリメチルペンテンとの反応生成物：削除 ・ 9~14 個の炭素原子を鎖に含むペルフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA)、その塩、C9-C14 PFCA 関連物質：25ppb 数値記載漏れ追記 ・ ヘキサブROMシクロドデカン (HBCDD)：名称変更/旧) ヘキサブROMシクロドデカン (H B C D D) および全ての主要ジアステレオ異性体、規格値変更/旧) 1000ppm	2023/10/27	2023/10/27

版数	改定内容	制定日	施行日
	・ ニッケル及びニッケル化合物：名称変更／旧) ニッケル、「含有量 1000ppm 以下」削除 ・ ヘキサクロロベンゼン(HCB)：追加 ・ ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び PFOA 関連化合物：追加 ・ 1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 1 8, 18-ドデカクロロペンタシクロ [12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 10] オクタデカ-7, 15-ジエン (“デクロランプラス™”)：追加 ・ 長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸(LCPFACs)及びペルフルオロアルキルスルホン酸化合物：追加 ・ 1-7 個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油(MOAH), 炭素原子数が 16-35 の飽和炭化水素類鉱物油(MOSH)：追加 ・ 臭素系難燃剤(PBB, PBDE 及び HBCDD を除く)：名称変更／旧) 臭素系難燃剤(PBB, PBDE は除く) ・ 塩素系難燃剤(CFR)：追加 ・ 中鎖塩素型パラフィン C14~17 (MCCP)：追加 ・ ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩及び関連物質：追加 ・ ペル／ポリフルオロアルキル物質 (PFAS)：追加 ・ 4, 4'-イソプロピルピリデンジフェノール (ビスフェノール A) (BPA)：追加 ・ 4, 4'-スルホニルジフェノール (ビスフェノール S; BPS)：追加		
5 版	・ カドミウム及びカドミウム化合物の基準の見直し ・ ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類) (Deca BDE を含む) の基準の見直し ・ 「砒素及び砒素化合物」⇒「砒素化合物」へ変更 ・ 特定ベンゾトリアゾール UV-328 を意図的使用禁止のみに変更 ・ ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩、及び PFOS 関連物質の基準と名称変更。旧) パーフルオロオクタンスルホン酸とその誘導体(PFOS) ・ 酸化ベリリウムの基準修正 ・ リン酸イソプロピルフェニル(PIP(3:1))の【許容閾値】追加 ・ 鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)、鉱物油飽和炭化水素 (MOSH) の基準修正 ・ 中鎖塩素化パラフィン (MCCP) 炭素数 14~17 を管理物質から禁止物質へ移行、基準変更 ・ ペルフルオロヘキサン (PFHxA) とその塩、及び関連物質を管理物質から禁止物質へ移行、基準変更 ・ ポリ塩化ビニル(PVC)及びその化合物の【許容閾値】削除、意図的使用の場合、含有量の開示を求めるという内容であり、「意図的使用禁止」はその意図に合致しない為、「禁止」を削除。適用除外内容の表現修正。 ・ RoHS 適用除外情報の更新	2025/07/15	2025/07/15

版数	改定内容	制定日	施行日
6 版	・用語の定義の更新 (13) 副資材について追加 ・環境負荷物質法規制一覧表 (4 章(5)) の更新 DBDPE、ハロゲン系難燃剤新規追加、ホルムアルデヒド、PFAS、C9-C21 PFCAs 参照法規制追加 ・使用禁止物質リスト (5 章(1)) の更新 物質の新規追加 DBDPE、ハロゲン系難燃剤 項目への追加、修正、削除 ホルムアルデヒド全製品意図的添加禁止 追加 UV-328 に 1ppm 含有禁止・適用除外 追加 フタル酸エステルに移行性についての対応、 C9-C21 PFCAs 対象範囲拡大 追加、 LCPFACs 項目への注記 追加 MCCP に 1000ppm を越える含有禁止 追加 ・管理物質リスト (5 章(2)) の更新 臭素系・塩素系難燃剤に筐体用途注記追加、 PFAS 繊維製品 50ppm 基準追加 ・RoHS 指令適用除外品 (5 章(3)) の更新 適用除外期限更新 6(a)、6(a)-I、6(b)、6(b)-I、II、6(c)、7(a)、7(c)-I、II 新規項目 6(a)-II、6(b)-III、7(a)-I ~ VII、7(c)-V、VI *a「子供が口に入れる可能性がある製品は適用外」の追加	2026/07/14	2026/07/14